

# 神奈川県青少年保護育成条例施行規則

平成八年八月三十日 神奈川県規則第一〇一号

## (事務の委任)

第一条 神奈川県青少年保護育成条例（昭和三十年神奈川県条例第一号、以下「条例」といふ。）に基づき次に掲げる事務は、地域県政総合センター所長に委任する。

- (一) 条例第八条第二項の規定により、有害図書類の陳列の方法又は場所の変更その他必要な措置を勧告すること。
- (二) 条例第八条第三項の規定により、勧告を受けた者に対して当該勧告に従うべきことを命ずること。
- (三) 条例第八条第四項の規定により、命令に従わない者の氏名等を公表すること。
- (四) 条例第八条の三第四項の規定により、同条第三項に規定する行為の停止その他必要な措置を勧告すること。
- (五) 条例第八条の四第二項の規定により、団体表示図書類の陳列の方法又は場所の変更その他必要な措置を勧告すること。
- (六) 条例第十条第一項の規定により、自動販売機等に係る届出を受理すること。
- (七) 条例第十条第三項の規定により、自動販売機等に係る届出事項の変更又は自動販売機等の使用の廃止の届出を受理すること。
- (八) 条例第二十条の三第一項の規定により、店舗型異性紹介営業に係る届出を受理すること。
- (九) 条例第二十条の三第二項において準用する条例第十条第三項の規定により、店舗型異性紹介営業に係る届出事項の変更又は店舗型異性紹介営業の廃止の届出を受理すること。
- (十) 条例第二十三条第一項の規定により、利用カードの販売場所に係る届出を受理すること。
- (十一) 条例第二十三条第二項において準用する条例第十条第三項の規定により、利用カードの販売場所に係る届出事項の変更又は利用カードの販売場所の廃止の届出を受理すること。

## (図書類の定義)

第一条の二 条例第四条第四号に規定する規則で定めるものは、ディー・ビー・ディーとする。

## (有害興行等の指定の要請)

第二条 何人も、興行、図書類又はがん具類が、条例第六条第

一項、第七条第一項又は第九条第一項の規定による知事の指定を適当とする興行、図書類又はがん具類であると認めるときは、知事に対しその指定を要請することができる。

2 前項の要請は、次に掲げる事項を記載した書面により行うものとする。

- (一) 興行にあつては種類、題名及び興行場、図書類にあつては種類、名称及び発行所又は製作所、がん具類にあつては種類、名称及び製作所
- (二) 青少年の健全な育成を阻害すると認められる具体的な箇所
- (三) 要請の理由

## (団体の指定の要請)

第二条の二 何人も、図書類の制作又は販売を行う者の組織する団体が、条例第八条の三第一項の規定による知事の指定を適当とする団体であると認めるときは、知事に対しその指定を要請することができる。

2 前項の要請は、次に掲げる事項を記載した書面により行うものとする。

- (一) 団体の名称及び主たる事務所の所在地
- (二) 当該団体が青少年に読ませ、聴かせ、又は見せることが不適当であると認めた図書類であることを示す表示
- (三) 要請の理由

## (有害興行等の指定の基準)

第三条 条例第六条第一項第一号、第七条第一項第一号及び第十三条第一項第一号に規定する規則で定める基準は、次の各号のいずれかに該当するものであることとする。

- (一) 男女の肉体の全部又は一部を露骨に描写し、正常な性的しゅう恥心を害し、又は卑わいな感じを与えるものであること。
- (二) 性交、自慰若しくは排せつの姿態又は変態性欲に基づく行為を露骨に描写しているものであること。
- (三) 性行為を露骨に描写し、又は容易に連想させ、正常な性的しゅう恥心を害し、又は卑わいな感じを与えるものであること。
- (四) せりふ、会話、口上、音楽その他音声による表現が、正常な性的しゅう恥心を害し、又は卑わいな感じを与えるものであること。
- (五) その他表現が前各号に掲げるものと同程度に正常な性的しゅう恥心を害し、又は卑わいな感じを与え、青少年の性的感情を刺激し、その健全な育成を阻害するおそれがあるものであること。

2 条例第六条第一項第二号、第七条第一項第二号及び第十三

条第一項第二号に規定する規則で定める基準は、次の各号のいずれかに該当するものであることとする。

- (一) 殺人、傷害又は暴行、物の損壊、動物の虐待その他粗暴な行為をことさら賛美するような描写をしているものであること。
- (二) 殺人、傷害又は暴行、動物の虐待その他粗暴な行為を残忍又は陰惨に描写しているものであること。
- (三) 殺人、傷害、暴行等の手段又は実行行為に至る経過を模倣が可能なように詳細かつ刺激的に描写しているものであること。
- (四) 麻薬、覚せい剤及びこれらに類する薬物並びにシンナー、接着剤等の乱用を誘発し、又は助長するような描写をしているものであること。
- (五) 自殺、自傷行為、虐待等を肯定し、かつ、誘発し、又は助長するような描写をしているものであること。
- (六) その他表現が前各号に掲げるものと同程度に青少年の粗暴性又は残虐性を誘発し、又は助長し、その健全な育成を阻害するおそれがあるものであること。

## (有害興行に係る揭示)

第四条 条例第六条第一項の規定により指定を受けた興行を主催する者又は興行場営業を営む者は、興行場の入り口の見やすい箇所に第一号様式による揭示をしなければならない。

## (有害図書類の指定に係る新聞への掲載)

第五条 条例第七条第四項の規定による新聞への掲載は、別に指定する新聞の一種以上に第二号様式により行うものとする。

## (有害図書類とする図書類等の内容)

第六条 条例第七条第二項第一号及び第十四条第一項に規定する規則で定めるものは、次の各号のいずれかに該当するものを被写体とした写真又は描写した絵（陰部を覆い、ぼかし、又は塗りつぶしているものを含む。）とする。

- (一) 全裸、半裸又はこれらに近い状態での卑わいな姿態で次のいずれかに該当するもの  
ア 大たい部を開いた姿態  
イ 陰部、でん部又は胸部を誇示した姿態  
ウ 男女間の愛むの姿態  
エ 自慰の姿態  
オ 排せつの姿態  
カ 緊縛の姿態
- (二) 性交又はこれに類する性行為で次のいずれかに該当するもの  
ア 性交又はこれを連想させる行為

イ こつかんその他のりよう辱行為

ウ 同性間の行為

エ 変態性欲に基づく行為

2 条例第七條第二項第二号に規定する規則で定める場面は、前項各号のいずれかに該当するものを描写した場面（陰部を覆い、ほかし、又は塗りつぶしているものを含む。）とする。

(有害図書類の区分陳列)

第六條の二 条例第八條第一項の規定による有害図書類の陳列は、次の各号のいずれかによることとする。

(一) 間仕切り等により仕切られた場所であつて、かつ、内部を容易に見通すことができない措置がとられた場所に有害図書類を陳列すること。

(二) ビニール包装、ひも掛けその他の方法により容易に閲覧できない状態にし、かつ、次のア又はイに掲げる方法により陳列すること。

ア 有害図書類以外の図書類を陳列する棚と六十センチメートル以上離れた棚に、有害図書類をまとめて陳列すること。ただし、有害図書類を陳列する棚を、有害図書類以外の図書類を陳列する棚の背面に設置する場合を除く。

イ 有害図書類から十センチメートル以上張り出す仕切り板（透視できない材質のものとする。）を設け、当該仕切り板と仕切り板の間に、有害図書類をまとめて陳列すること。

(三) 図書類の販売又は貸付けに従事する者が常駐するカウンターの上方、又は当該カウンターの内側に有害図書類をまとめて陳列すること。

2 図書類の販売又は貸付けを営む者は、有害図書類を陳列するとき、条例第八條第一項に規定する有害図書類の陳列場所に、有害図書類を青少年に販売し、若しくは貸し付け、又は読ませ、聴かせ、若しくは見せることができない旨を、見やすい箇所に、容易に判読できる大きさの文字で掲示しなければならない。

(公表)

第六條の三 条例第八條第四項に規定する規則で定める事項は、命令を受けた者の氏名、命令の内容並びに店舗の名称及び所在地とする。

2 条例第八條第四項の規定による公表は、神奈川県公報に掲載するほか、広く県民に周知させる方法により行うものとする。

(団体の指定の基準)

第六條の四 条例第八條の三第一項に規定する規則で定める基準は、次の各号のいずれにも該当することとする。

(一) 定款、規約等団体の目的及び組織を明らかにする書類を整備していること。

(二) 図書類の審査に係る適切な手続を整備していること。

(三) 前2号に規定する事項を周知する措置を講じていること。

(団体表示図書類の陳列場所の制限)

第六條の五 条例第八條の四第一項の規定による団体表示図書類の陳列は、次の各号のいずれかによることとする。

(一) 床面から一五〇センチメートル以上の高さの位置に団体表示図書類を陳列していることを明らかにした仕切り板を設け、当該仕切り板と仕切り板の間に、団体表示図書類をまとめて陳列すること。

(二) 施錠されたガラス製のケースに収納し、陳列すること。

2 図書類の販売又は貸付けを営む者は、団体表示図書類を陳列するときは、条例第八條の四第一項に規定する団体表示図書類の陳列場所に、団体表示図書類を青少年に販売し、若しくは貸し付け、又は読ませ、聴かせ、若しくは見せることができない旨を、見やすい箇所に、容易に判読できる大きさの文字で掲示するよう努めなければならない。

(有害がん具類とするがん具類の内容)

第七條 条例第九條第二項第一号に規定する規則で定める形状、構造又は機能を有するものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(一) 性器の形状をなし、又はこれに著しく類似するもの

(二) 性器を包み込み、又は性器に挿入する構造を有するもの

(三) 全裸又は半裸の人物（気体又は液体で膨張させ人形となるものを含む。）

(自動販売機等の設置の届出等)

第八條 条例第十條第一項の規定による届出は、自動販売機等届出書（第三号様式）により行わなければならない。

2 前項の自動販売機等届出書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

- (一) 自動販売機等の設置場所付近の見取図及び配置図
- (二) 自動販売機等管理者の住所付近の見取図
- (三) 届出者の住民票（日本国籍を有しない者にあつては、外国人登録法（昭和二十七年法律第一二五号）第五条第一項の外国人登録証明書、以下同じ。）の写し

(四) 届出者の住民票の写し又は外国人登録法（昭和二十七年法律第一二五号）第四条第一項の規定による登録が済んでいることを証明する書面（法人にあつては、法人の登記事項証明書）

(五) 自動販売機等の設置場所の提供者が自動販売機等の設置を承諾していることを証する書類（設置場所の提供者が当該設置場所の所有者でない場合には、当該提供者及び所有者が承諾していることを証する書類）

3 条例第十條第一項第七号に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(一) 自動販売機等の設置場所の提供者の氏名又は名称、住所又は事務所の所在地及び電話番号

(二) 自動販売機等により販売又は貸付けを営もうとする者（当該自動販売機等の所有者と異なる場合は、当該所有者の氏名又は名称、住所又は事務所の所在地及び電話番号）

4 知事又は地域県政総合センター所長は、条例第十條第一項の規定による届出を受理したときは、自動販売機等届出済番号（第四号様式）を届出者に交付するものとする。

5 条例第十條第三項の規定による届出は、自動販売機等の届出事項変更（使用廃止）届出書（第五号様式）により行わなければならない。

6 前項の自動販売機等の届出事項変更（使用廃止）届出書には、第二項各号に掲げる図書のうち、変更事項に係る図書を添付しなければならない。

(自動販売機等への表示)

第九條 条例第十條第四項の規定による表示は、自動販売機等届出表示（第六号様式）により行わなければならない。ただし、届出者の氏名又は名称、住所又は事務所の所在地及び電話番号を記載した書面で知事が認めたものによる場合は、この限りでない。

2 前条第四項の自動販売機等届出済番号票は、届出に係る自動販売機等の見やすい箇所にはり付けておくものとする。

(有害広告物に対する措置命令の要請)

第十條 何人も、広告物が条例第十三條第一項の規定による知事の措置命令を適当とする広告物であると認めるときは、知事に対しその措置命令を要請することができる。

2 前項の要請は、次に掲げる事項を記載した書面により行うものとする。

- (一) 広告物の種類、形状及び表示又は掲出の場所
- (二) 広告物の内容
- (三) とるべき措置

(四) 要請の理由

(有害広告文書の頒布方法等)

第十一条 条例第十四条第二項に規定する規則で定める方法による場合は、内容物が透視できない封筒又は袋でその納入口を封じたものであって、その外部に十八歳以上の受取人の氏名を記載したものである場合とする。

2 条例第十四条第二項に規定する規則で定める場所は、十八歳未満の者が居住していない住居とする。

(指定飲食店の指定の要請)

第十二条 何人も、客に飲食させる営業所が条例第十六条第一項の規定による知事の指定を適当とする場所であると認めるときは、知事に対しその指定を要請することができる。

2 前項の要請は、次に掲げる事項を記載した書面により行うものとする。

- (一) 営業所の名称及び場所
- (二) 青少年の健全な育成を阻害すると認められる構造設備又は営業状況
- (三) 要請の理由

(指定飲食店に係る掲示等)

第十三条 条例第十六条第一項の規定により営業所の全部について指定を受けた者は、営業所の入り口の見やすい箇所に標識(第七号様式)を掲げ、及び第八号様式による掲示をしなければならない。

2 条例第十六条第一項の規定により営業所の一部について指定を受けた者は、指定を受けた場所の入り口の見やすい箇所に前項の標識を掲げ、及び第九号様式による掲示をしなければならない。

(指定飲食店の解除の申請)

第十四条 条例第十六条第五項の規定により指定場所の全部又は一部の解除を申請しようとするときは、指定解除申請書(第十号様式)を知事に提出しなければならない。

(質屋等に係る掲示)

第十五条 条例第十七条第二項に規定する質屋及び古物市場主は、営業所又は古物市場の入り口の見やすい箇所に第十一号様式による掲示をしなければならない。

(店舗型異性紹介営業の届出)

第十五条の二 条例第二十條の三第一項の規定による届出は、店舗型異性紹介営業届出書(第十一号様式の二)により行わなければならない。

なければならない。

2 前項の店舗型異性紹介営業届出書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

- (一) 店舗型異性紹介営業施設付近の見取図及び当該施設の平面図
- (二) 届出者の住民票の写し(法人にあっては、法人の登記事項証明書)
- (三) 店舗型異性紹介営業施設における業務の実施を統括管理する者の住民票の写し
- (四) 店舗型異性紹介営業施設の営業場所の提供者が店舗型異性紹介営業を行うことを承諾していることを証する書類(営業場所の提供者が当該営業場所の所有者でない場合には、当該提供者及び所有者が承諾していることを証する書類)

3 条例第二十條の三第一項第四号に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (一) 店舗型異性紹介営業施設における業務の実施を統括管理する者の氏名、住所及び生年月日
- (二) 店舗型異性紹介営業施設の営業場所の提供者の氏名又は名称、住所又は事務所所在地及び電話番号並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (三) 営業の方法

4 条例第二十條の三第二項において準用する条例第十條第三項の規定による届出は、店舗型異性紹介営業届出事項変更(廃止)届出書(第十一号様式の三)により行わなければならない。

5 前項の店舗型異性紹介営業届出事項変更(廃止)届出書には、第二項各号に掲げる図書のうち、変更事項に係る図書を添付しなければならない。

(従業者名簿)

第十五条の三 店舗型異性紹介営業を営む者は、その従業者が退職した日から起算して三年を経過する日まで、その者に係る従業者名簿を備えておかなければならない。

2 条例第二十條の五に規定する規則で定める事項は、性別、採用年月日、退職年月日、従事する業務の内容及び生年月日の確認方法とする。

(店舗型異性紹介営業施設への表示)

第十五条の四 条例第二十條の六第一項の規定による表示は、第十一号様式の四により行わなければならない。

(立入りを禁止する旨を明らかにする方法)

第十五条の五 条例第二十條の六第二項の規定によりその店舗型異性紹介営業施設への青少年の立入りを禁止する旨を明らかにする方法は、広告又は宣伝を、文字、図形若しくは記号又はこれらが結合したものにより行う場合にあつてはその旨の文言を公衆の見やすいように表示することとし、音声により行う場合にあつてはその旨を公衆の分かりやすいように音声により告げることとする。

(有害薬品類等の指定)

第十六条 条例第二十一条の規定により別に定める薬品類等には有機溶剤(労働安全衛生法施行令(昭和四十七年政令第三一八号)別表六の二に掲げる物をいう。以下同じ。)(又は有機溶剤の含有物(有機溶剤と有機溶剤以外の物との混合物であつて、有機溶剤を当該混合物の重量の五パーセントを超えて含有するものをいう。))で、毒物及び劇物取締法施行令(昭和三十年政令第二六一号)第三十二条の二に規定する物以外のものとする。

(利用カード販売の届出)

第十七条 条例第二十三条第一項の規定による届出は、利用カード販売届出書(第十二号様式)により行わなければならない。

異性紹介営業施設への青少年の立入りを禁止する旨を明らかにする方法は、広告又は宣伝を、文字、図形若しくは記号又はこれらが結合したものにより行う場合にあつてはその旨の文言を公衆の見やすいように表示することとし、音声により行う場合にあつてはその旨を公衆の分かりやすいように音声により告げることとする。

2 前項の利用カード販売届出書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

- (一) 販売場所付近の見取図
- (二) 届出者の住民票の写し(法人にあっては、法人の登記事項証明書)

3 条例第二十三条第一項第四号に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (一) 販売に係る利用カードによつて利用することができるテレホンクラブ等営業所の名称
- (二) 自動販売機を使用して利用カードを販売する場合は、当該自動販売機の設置場所の提供者の氏名又は名称、住所又は事務所所在地及び電話番号

4 条例第二十三条第二項の規定において準用する条例第十條第三項の規定による届出は、利用カード販売届出事項変更(廃止)届出書(第十三号様式)により行わなければならない。

5 前項の利用カード販売届出事項変更(廃止)届出書には、第二項各号に掲げる図書のうち、変更事項に係る図書を添付しなければならない。

(インターネット利用に係る端末装置の設置施設)

第十七条の二 条例第二十三条の二第一項に規定する施設は、次に掲げる施設とする。

1 前項の利用カード販売届出事項変更(廃止)届出書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

- (一) 販売に係る利用カードによつて利用することができるテレホンクラブ等営業所の名称
- (二) 自動販売機を使用して利用カードを販売する場合は、当該自動販売機の設置場所の提供者の氏名又は名称、住所又は事務所所在地及び電話番号

4 条例第二十三条第二項の規定において準用する条例第十條第三項の規定による届出は、利用カード販売届出事項変更(廃止)届出書(第十三号様式)により行わなければならない。

5 前項の利用カード販売届出事項変更(廃止)届出書には、第二項各号に掲げる図書のうち、変更事項に係る図書を添付しなければならない。

(インターネット利用に係る端末装置の設置施設)

第十七条の二 条例第二十三条の二第一項に規定する施設は、次に掲げる施設とする。

1 前項の利用カード販売届出事項変更(廃止)届出書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

- (一) 販売に係る利用カードによつて利用することができるテレホンクラブ等営業所の名称
- (二) 自動販売機を使用して利用カードを販売する場合は、当該自動販売機の設置場所の提供者の氏名又は名称、住所又は事務所所在地及び電話番号

- (一) 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校（大学及び幼稚園を除く。）
- (二) 学校教育法第八十二条の二に規定する専修学校（高等課程を置くものに限る。）
- (三) 学校教育法第八十三条第一項に規定する各種学校
- (四) 職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第十六条第一項又は第二項に規定する施設
- (五) 図書館法（昭和二十五年法律第一一八号）第二条第一項に規定する図書館
- (六) 条例第五条の二第一項第二号に規定する施設
- (七) 主として青少年の研修又はレクリエーションの用に供する施設

（青少年の保護に係る職員 の 指定）

第十八条 条例第二十五条及び第二十六条に規定するその他の職員は、次に掲げる者とする。

- (一) 児童福祉司
- (二) 福祉に関する事務所に勤務する社会福祉主事
- (三) 青少年の補導に関する事務に従事する職員

（立入調査に係る職員 の 指定）

第十九条 条例第二十七条第一項に規定する知事の指定した者は、次に掲げる者とする。

- (一) 県民部長及び県民部副部長
- (二) 県民部青少年課に所属する職員のうち、別に指定する者
- (三) 地域県政総合センター所長及び地域県政総合センター副所長
- (四) 地域県政総合センターの企画県民部に所属する職員のうち、別に指定する者

2 条例第二十七条第三項に規定する知事の指定した者の身分を示す証票は、第十四号様式とする。

（届出書等の提出部数）

第二十条 条例及びこの規則の規定により知事又は地域県政総合センター所長に提出する届出書及びその添付図書の提出部数は、正本一通及びその写し一通とする。

第一号様式（第十四号様式）（略）

附 則

- 1 この規則は、平成八年十一月一日から施行する。
- 2 神奈川県青少年保護育成条例施行規則（昭和三十年神奈川県規則第一号）は、廃止する。

（略）  
附 則  
この附則は、平成二十年十二月一日から施行する。